

重要事項説明書

<平成24年4月1日現在>

社会福祉法人 ほうえい会
グループホーム ともだ

(1) 利用料金 (H24.4~)

基本分 (法定介護費 1割負担分)

状態区分	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の介護給付費単位数	785	789	827	852	869	886

※上記金額に下記の金額が加算されます。

※医療連携体制加算 (1日) 39単位

※入居30日間は初期加算 (1日) 30単位

※ターミナルケアを行った場合、死亡日前30日は看取り加算が加算されます。

※利用期間が1ヶ月を超える利用者が死亡以外の理由で退所する場合、退所の援助 (利用者の状況を他の事業所に情報提供する等) に対して1回を限度とし、退所時相談援助加算 (1回400単位) が加算されることがあります。

※介護職員処遇改善加算 (I) 算定した全ての単位数合計×0.039の単位数

※当事業所の条件を満たした月について、下記の金額が加算されます。

※サービス提供強化加算 I 12単位

サービス提供強化加算 II・III 6単位

【法定利用者負担分の算出方法】

1日の介護給付費単位×利用実日数×単位数単価 (**10.27**) = 当月介護報酬分

① 当月介護報酬額 - ② (当月介護報酬額×給付費90%) = 利用者負担分

※①②とも小数点以下切り捨て

(2) 家賃 月額65000円

在籍中の外泊や入院等による不在も減額いたしません。

月の途中の入退所の場合は日額2150円の日数分となります。

(3) 日常生活費 月額9000円

月の途中の入退所の場合など、1ヶ月の全て利用ではない場合、日額300円での計算となります。

日常生活費に含まれるものは概ね次の通りです。

・日常生活品 (日常生活に必要なもので共用の益に供するものの全て)

例: 食器、電球、トイレットペーパー、洗剤類、歯磨き粉、タオル等

・新聞、雑誌購読料 (ホームで購読する新聞代等)

- ・教養娯楽費（全体で取り組む行事や教室などにかかる経費）
- ・外出時用携帯電話料金（外出時や帰宅欲求による外出時の対応に利用）
- ・その他

（４）水道光熱費（水道・電気・ガス）

- ①ガス、電気料金は1ヶ月分の総額を入居者数で按分負担とします。
- ②水道料金は2ヶ月分の総額を入居者数で按分負担とします。

（５）食材料費 日額1200円

- ①食に関する一切の経費（食材、調味料、嗜好品、出前、外食、非常食）
- ②入院・外泊等により3食（朝昼夕）全部食べなかった場合は徴収しません。
- ③もし残金があった場合、全体で取り組む行事等で使用します。

（６）概ね以下のものについては本人、家族等の負担とします。

- ・排泄用品（オムツ等）で個人が使用するもの
- ・日用品で個人が使用する者（衣類・履き物・雑貨・化粧品・洗剤・歯ブラシ等）
- ・居室で使用する調度品（絨毯・寝具・家具類・電化製品等）
- ・医薬品で個人が使用する物
- ・レクリエーション費（個人を対象としたレクリエーションに必要な経費）交通費、入場料等
- ・レクリエーション、受診などに職員が付き添う場合の経費（交通費・入場料等）
例：2名の入居者に1名職員が付き添った場合、経費は入居者2名で按分
- ・帰宅欲求により外出した時の経費（交通費）
- ・個人が購読する新聞、雑誌等購読料（業者と家族の直接契約とします。）
- ・個人が契約する携帯電話の電話料（業者と家族の直接契約とします。）
- ・理美容料金
- ・賽銭、個人の郵便物、宅配便などにかかる費用
- ・行政の事務代行にかかる交通費、郵送費等
- ・その他個人に必要な機器具（介護器具など）
- ・その他上記に含まれない個人のために供する物品等
- ・火気の持ち込み厳禁

2. 日常生活費、食材料費の帳簿閲覧

日常生活費、食材料費に関する帳簿は、入居者・家族の申し出により閲覧することが出来ます。

3. 退所の手続

利用契約書第8条により、契約の終了事由が発生した場合、次の手順で退所となります。

- (1) 当事業所にて入退所判定会を開催し、退所判断をします。
- (2) 退所先については、事業者と家族、担当介護支援専門員との間で協議を行う、すみやかに検討し、決定します。
- (3) 退所先の選定については、事業者、家族、担当介護支援専門員の三者が共同してその作業にあたります。
- (4) 退所先に決まり次第、退所日を決定します。荷物の搬出、居室の清掃など原状復帰は入居者及び家族が行います。
- (5) 利用料金等の精算を行います。個人の契約に基づく電話、新聞料金の精算は入居者及び家族等が行います。